

社　　会　　保　　障

昭和34年に国民年金法が制定され、その一部については年金給付の運びとなつた。第1回給付実人員は66千人でその内訳は老令年金61千人、母子福祉年金3千人、身体障害者年金2千人となつてゐる。

生活保護法による昭和33年末保護実人員は3万人、年間延人員57万人で8億15百万円が支給された。種類別では生活扶助の受給人員は全体の55%を占め、つぎに住宅扶助、教育扶助、医療扶助の順となつてゐる。特に医療扶助は人員、支給額とも年々増加の傾向にある。

昭和22年に「赤い羽根」運動として、民間社会福祉事業のために、発足した共同募金は年々その効果を挙げ、昭和33年には目標額を6%上回る2千9百万円の成績をおさめ、児童福祉事業、養老施設、更正保護施設等に配分された。

つぎに国民皆保険の一環としての国民健康保険は33年度末には、保険者（市町村営、組合営）93被保険者数で192万人を数えるに至つた。だがいまだ県下11カ市町村が実施していないが全域に普及される日も近い。

また、このほか健康保険、労災保険、厚生年金、船員保険、共済組合等に加入しているものが数多くある。

昭和33年の失業保険の給付状況をみると、一般労働者の給付実人員は6万1千人、金額で4億9千万円、日雇労働者は5千人、給付額は3百万円といづれも前年より増加している。